子ども・子育て支援会議
令 和 ８年 ８月 １９日
子ども家庭支援センター
資料８

日野市　５歳児健診の実施について

１．５歳児健診の目的等（国の状況）

こども家庭庁 **「１か月児」及び「５歳児」健康診査支援事業**

成育局 母子保健課

令和７年度補正予算案　28億円【令和５年度補正創設】

事業の目的

○　乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「１歳６か月児」及び「３歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「３から６か月頃」及び「９から１１か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「１か月児」及び「５歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。

※　本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「１か月児」及び「５歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。

令和 10 年度までに実施

事業の概要

◆ 対象者

①１か月頃の乳児　及び　②５歳頃の幼児

◆ 内　容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

①１か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、こどもの健康状態や育児の相談等

②５歳児健診

実施方法：原則として集団健診

このほか、園医方式、巡回方式、二段階方式、個別方式あり

健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

（１）①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげること。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。

（２）②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

５歳児健診のフォローアップ体制のイメージ

令和６年11月20日
第４回こども家庭審議会成育医療等分科会資料

概要

○　多くの市町村では、３歳児健診（法定健診）以降、就学時健診まで健診がない。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、**５歳児健診の標準化・体制整備が必要。**
（４～６歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%（令和3年度母子保健課調べ））

○　特別な配慮が必要な児に対して**早期介入を実施**することで、**保護者の課題への気づきや生活への適応が向上**する可能性が指摘されており、**５歳児健診により学童期の不登校発生数が減少**したという研究結果もある。

○　５歳児健診において所見が認められた場合に、**必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要**。

５歳児健診

令和５年度研究班で健康診査票・問診票を作成し、関係団体に意見照会・成育医療等分科会で議論の上、自治体に周知。

問診・診察・評価

・情報集約（過去の健診結果、家庭環境、保育所情報等）
・発達等の評価
・困り感の把握
・保護者への説明　等

【健診に関わる職種の例】
医師、保健師、
心理職、保育士、教育職、
作業療法士・運動指導士、
言語聴覚士　等

専門相談

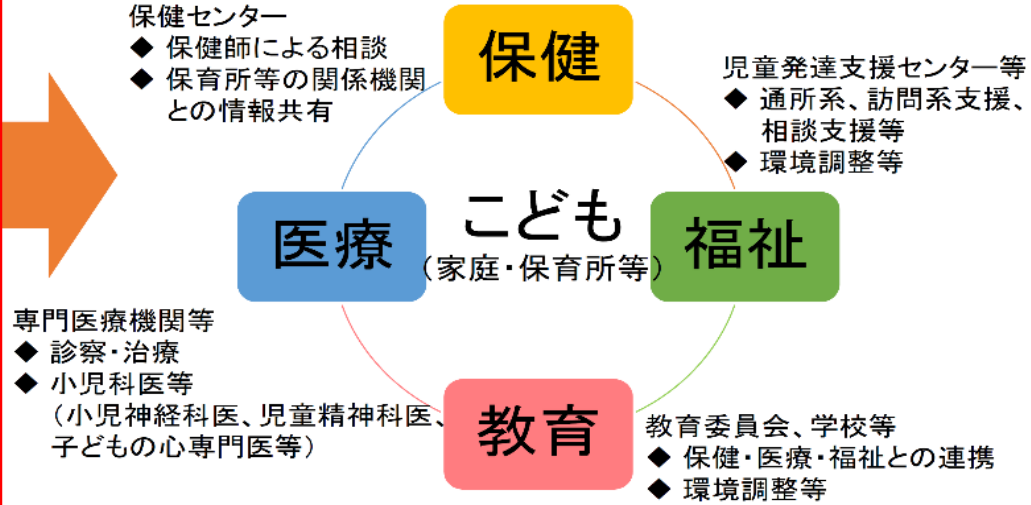
保護者との共有
・健診後の不安の傾聴
・保護者の気づきを促す
・多職種による助言

健診後カンファレンス

多職種による評価、支援の必要性の検討

地域のフォローアップ体制

地域のリソースを使った支援体制（受け皿）を構築



地域のフォローアップ体制に係る課題

○　**医療のキャパシティ強化**　⇒　発達障害の診察ができる医師の養成、医療機関の体制強化。診療報酬についても別途検討

○　**福祉との連携強化**　⇒　児童発達支援センターと母子保健の連携強化、福祉の支援体制強化（障害報酬を含む）

○　**教育との連携強化**　⇒　保育園、幼稚園、学校等、教育委員会等との情報共有、保健・医療・福祉と連携した個別の支援・配慮

3

２．市の実施内容（案）

実施方法	**二段階方式** ①　一次健診：保護者・市内在籍園の先生による対象児に対する電子アンケート（対象児全員） ②　二次健診：一次健診で抽出した児を対象に医師による診察を含めた集団健診（該当児のみ）
開始時期	**令和 9 年度**（一次健診は令和 8 年 12 月から）
受診者数等	①一次健診　　：約 1,450 人 ②二次健診　　：約 20 人／月（内訳：5 歳児 1,450 人　÷　二次健診受診率 15%　÷　12 か月） ③フォロー想定：約 2～3 人／月（フォロー例：エール等の療育機関での支援） **※一次健診は 4 歳 8 か月時点で実施、二次健診は 5 歳になる月ごろに受診** **※二次健診はすでに療育（例：エール）に繋がっている児を除く**
二次健診回数	**1 回／月　＝　12 回／年**
二次健診会場	生活・保健センター
必要職種	医師・保健師・保育士・心理士・栄養士・事務　など
関係部署・ 関係機関	庁内：発達・教育支援課、保育課、学務課、障害福祉課、健康課　／　庁外：市立病院、医師会、近隣大学
フォロー体制	エール等での支援のほか、**幼稚園・保育園での経過観察**に繋げる →　在籍園という集団生活の中で対応の工夫、または具体的な声掛け →　児の課題に対し「できる」環境を整える　等